

## ○名寄市立大学学生生活規程

平成20年 3月17日

改正 平成30年 6月 6日

令和 7年 4月 2日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、名寄市立大学学生（以下「学生」という。）がその学生生活向上を図るための権利、義務及び生活規範等を定めるものである。

### (指 針)

第2条 学生生活の指針は次のとおりとする。

- (1) 学生は、名寄市立大学（以下「本学」という。）教員、職員とともに大学を構成する一員であることを自覚し、その認識のもとに常に適切な行動を取らなければならない。
- (2) 学生は、本学の教育理念に基づき、名寄市立大学学則（平成18年名寄市規則第100号。以下「学則」という。）及び学生に関して定められた諸規程を遵守し、学生としての自覚を持ち、自らの行動に責任を持たなければならない。
- (3) 学生は、互いの人格や人権を尊重しハラスメントの防止に努めるとともに、社会を構成する自律した人間として、偏見を持たず、かつ社会的、普遍的倫理観と規範を遵守する精神を持って常に行動しなければならない。
- (4) 本学は地域に立脚した大学であり、地域社会に貢献できる市民及び職業人を育成することをめざす大学である。学生は、そのことに深い認識と自覚を持って、地域社会及び地域住民との協調、協力関係の充実をめざして行動、生活しなければならない。

### (学生の身分)

第3条 学生は、入学時に大学より学生証の交付を受けるものとする。

- 2 学生は、交付を受けた学生証を常に携帯していなければならない。
- 3 学生が学生証を紛失又は破損したときは、速やかに学長に再交付願を提出し、所定の手続きを経て学生証の再交付を受けなければならない。
- 4 学生が退学又は除籍により本学の籍を失った場合は、速やかに所定の提出書類とともに学生証を大学に返還しなければならない。
- 5 学生は、入学時に届け出た学生本人又は保証人の住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を学長に届け出なければならない。
- 6 その他必要があるときは、その旨を学長に届け出なければならない。

### (学生支援)

第4条 学生は、必要に応じて学生部、学生委員会、健康サポートセンター、キャリア支援センター、人権擁護委員会等（以下「機関」という。）に相談することができる。

- 2 相談を受けた機関又は教職員は、学生のプライバシー等を尊重しつつ、誠実に相談内容に応じ、学生の支援をすることとする。

### (定期健康診断)

第5条 学生は、毎年定められた期間に実施する定期健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の結果、異常等が認められたときは、大学は必要に応じて治療又は自宅療養を勧告することができる。

(通勤、通学等)

第6条 本学において車両通学をする学生は、事前に学長にその旨を申請し、許可を得なければならない。なお、通勤、通学等にあたっては、「名寄市立大学通勤及び通学等規程」の定めるところによる。

(喫煙、飲酒)

第7条 本学敷地内は全面禁煙であり、学生はこれに従わなければならない。

2 本学敷地内は原則全面禁酒であり、学生はこれに従わなければならない。ただし、特別な事由により、学長が認めた場合はこの限りでない。

(学生団体)

第8条 サークル及び同好会の学生の団体の設立、解散、活動等に関しては、「名寄市立大学学生団体に関する規程」の定めるところによる。

(掲示、立看板等)

第9条 学生は、掲示又は立看板等による掲示を行おうとする場合は、大学事務局の許可を得なければならない。

(物品販売、募金等)

第10条 学生が学内において、営利（以下「営利」とは、その活動によって得た利益を構成員に分配することをいう。）を伴わない物品の販売又は募金活動を行おうとする場合は、事前にその趣旨、責任者氏名（所属及び連絡先）、場所及び時間帯を学長に届け出なければならない。

2 営利を伴う行為は原則禁止とする。

(印刷物配布、放送等)

第11条 学生が学内において、営利を伴わない印刷物配布又は放送を行おうとする場合は、事前にその内容、責任者氏名（所属及び連絡先）、場所及び時間帯を学長に届け出なければならない。

2 営利を伴う行為は禁止とする。

(施設等の使用)

第12条 学生が大学内の施設又は物品を使用する場合は、特に使用が許されている箇所を除き、別に定める様式により事前に学長に届け出をしなければならない。

(授業料等の減免)

第13条 学生は、経済的な理由により授業料等の支払いが困難であるときは、名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則（平成18年名寄市規則第76号）第4条から第6条の規定に基づき授業料等の減免を市長に申請することができる。

(処分)

第14条 学生が本規程を遵守せず又はこれに違反したときは、学則第53条の規定に基づき処分されることがある。

(不服申立)

第15条 学生個人又は学生団体が、学内において不当な取扱いを受けたときは、学生部長にその旨を申し立てることができる。

2 申立を受けた学生部長は、関係機関等と協議の上、適切な措置を講じなければならない。

(本規程の改正)

第 16 条 学生は、意見を表明する権利を有しているため、学生自治会決議を経て、本規程の改正を求めることができる。

2 その他必要と思われることがあるときは、学生は学生自治会決議を経て、本学に意見表明することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(市立名寄短期大学学生に関する規程等の廃止)

2 次の掲げる規程は、廃止する。

(1) 市立名寄短期大学学生に関する規程 (昭和 47 年 3 月 13 日施行)

(2) 市立名寄短期大学学生の掲示に関する規程 (昭和 47 年 3 月 13 日施行)

附 則 (平成 30 年 6 月 6 日)

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 7 年 4 月 2 日)

この規程は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。